

自動車保管場所証明申請書の記載例

【型式・車台番号】
 ※ 完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を記入してください。
 (新車の場合は、自動車販売店へ照会してください。)
 ※ 車台番号については、左詰めで記入し、アルファベットの文字の下にレを記入してください。
 ※ 数字とアルファベットを明瞭に区別し記入してください。
 ゼロ オー ディー イチ アイ ニ セット ハチ ビー ヴィ ユー
 0とOとD、 1とI、2とZ、 8とB、 VとUなどについて、間違いがよく見受けられます。

この申請書の様式は、軽自動車では使用できません。
 「自動車保管場所届出書」の様式を使用します。

【自動車の大きさ】
 センチメートル「単位で右詰めで記入してください。
 (ミリ単位は切り捨ててください。)

【使用の本拠の位置】
 [個人の場合]
 実際に居住する場所の住所を記入してください。
 通常は住民票の住所と同じです。
 (通常、勤務先は個人の使用の本拠の位置とはなりません。)
 [法人の場合]
 実際に営業を行う事業所の所在地、(本社、営業所等の所在地)を記入してください。
 (通常、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠の位置とはなりません。)

【保管場所の位置】
 駐車場の所在地を住居表示で記入してください。

【保管場所標章番号】
 申請者の住所と使用の本拠の位置が同一で、更に、保管場所が同一の代替車両がある場合、その代替車両の標章番号がわかれば記入してください。

【申請者住所・氏名・電話番号】
 車検証の使用者に当たる箇所です。
 [個人の場合]
 住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記入してください。
 ※ 氏名にはフリガナをつけてください。
 [法人の場合]
 登記簿又は印鑑登録証明書の住所・法人名を記入し、法人の代表者名を併記してください。

【連絡先】
 [申請内容についてのお尋ね先]
 昼間の連絡先で、勤務先、氏名、電話番号(携帯電話番号)等を記入してください。

※ 手数料
 証明申請手数料 2,000円

【車名】
 例
 ・トヨタ
 ・ニッサン
 ・ミツビシ
 ・ホンダ 等
 メーカー名を記入してください。

【申請先】
 自動車の保管場所の位置を管轄する警察署名を記入してください。

警察署で証明書が交付後、保管場所標章交付手続きを行いますので、「保管場所標章交付申請書」も作成し提出してください。

第1号様式

自動車保管場所証明申請書				自動車の大きさ	
車名	型式	車台番号		長さ	幅
トヨタ	00D1I-2Z8BVU2Z8BVU12-34567890123			450	170
自動車の使用の本拠の位置 山梨県甲府市丸の内〇丁目〇番〇号(××アパート〇〇号室)				高さ	140
自動車の保管場所の位置 山梨県甲府市中央〇丁目〇番〇号 ××駐車場 No5					
※ 保管場所標章番号 123456789					
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。					
令和〇年〇月〇日					
甲府 警察署長 殿			〒(400-0031)		
			住所 山梨県甲府市丸の内〇丁目〇番〇号 ××アパート〇〇号室		
申請者			(123) 456 局 7890 番		
フリガナ ヤマナシ タロウ					
氏名 山梨 太郎					
第 号 自動車保管場所証明書					
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。					
年 月 日 警察署長 [印]					

保管場所の所有者	自動車登録番号	増車		代替車(別の車に変える)		山梨県甲府市丸の内〇丁目〇番〇号
		新	現台数	車台	車台	
自己・共有・その他	山梨〇〇〇〇△△△△	大	軽	番	番	連絡先 123-456-7890 (担当者) 山梨 太郎
		規	0	0	登録番号	

【保管場所の所有者】
 申請する保管場所の所有者に〇印を付けてください。
 自己単独所有 - 自認書を添付してください。
 共有 - - - - - 使用承諾証明書(共有者全ての連署が必要)を添付してください。
 その他 - - - - - 使用承諾証明書又は契約書の写しを添付してください。

【自動車登録番号】
 申請する自動車にナンバー(自動車登録番号)がある場合、記入してください。

【申請区分】
 新車・増車・代替車(入替の場合)の何れかに〇印をつけてください。
 増車の場合は所有車両の現有台数を記入し、入替の場合は、旧車両の車台番号、登録番号(ナンバー)を記入してください。

※ 注意事項

- 「自動車保管場所証明申請書」に必要事項を記入してください。(同じ内容で2部作成してください。)証明書発行後、「自動車保管場所標章交付申請書」も2部作成し提出していただく必要があります。(用紙については、「自動車保管場所証明申請書」、「自動車保管場所標章交付申請書」の4枚が1組となったものが、警察署窓口を用意されています。)
- 申請書類等は、保管場所(車庫)の位置を管轄する警察署に提出してください。
- 申請添付書面(次の書類)をそれぞれ1通添付してください。
 「所在図と配置図」・「保管場所使用権原書面」(自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸契約書の写し等)
- 申請内容に疑義がある場合には、別途必要な書面の提出を求める場合があります。
- 証明書の交付とともに、保管場所標章と保管場所標章番号通知書が交付されます。交付された通知書は大切に保管してください。
- 証明書交付後の訂正はできません。(再度新たな申請となります。)ので、内容を確認して提出してください。
- 証明書交付後が速やかに「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局へ提出してください。証明日から1ヶ月が経過すると、新たに証明申請が必要になります。